

除雪・雪下ろしについて

雪が積もる季節となりました。毎年のことではありますが、除雪や屋根の雪下ろしでの事故が発生しておりますので、雪下ろしを請け負って作業する方、自らの会社の屋根の雪下ろしの作業をする方について簡単に作業の留意点をご紹介します。(1は秋田県 HP より、2～4は秋田労働局 HP より抜粋)

1. 除排雪中の事故による死傷者数

(秋田県 HP より抜粋 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/39163>)

過去 10 年で 1,430 人となっているようで、原因は以下のとおりです。

| | |
|-------------|-----|
| 屋根・はしごからの転落 | 52% |
| 除排雪中の転倒等 | 23% |
| 落雪 | 16% |
| 除雪機による巻き込み等 | 7% |
| その他 | 2% |

2. 雪下ろしによる事故の責任について

高さ2m以上の屋根の雪下ろし作業において、屋根の雪下ろしを行う事業主が墜落防止措置を怠り、労働者が墜落し被災する等の労働災害が発生した場合、被災した労働者を雇用する事業主の責任は重大ですので留意ください。

3. 雪下ろしの作業計画について

秋田労働局の HP に計画書のフォーマットがありますのでご活用ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00986.html)

- ①積雪状態、屋根の形状の確認
 - ②落雪防止金具の有無、位置を確認
 - ③昇降設備の場所及び固定の方法
 - ④親綱の設置場所
 - ⑤使用する墜落制止用器具や親綱等道具の確認
- ①～⑤の詳細は上記 HP のご確認をお願いします。

4. 作業の中止基準

- 気温が高い日は、雪が、滑り落ちやすくなります。屋根の雪下ろし作業、軒下での作業はしないこと
- 悪天候（風速10m/s以上、1回の降雪25cm以上等）が予想される場合も危険です。事前に作業の中止基準も定めておくこと。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

